

2 基本方針

基本理念を達成するために、市民・事業者・行政が相互に連携し、それぞれの役割と立場に応じて努力していく必要があります。『4 Rの優先順位の市民への意識付け』『生ごみ処理機の普及によるごみの減量』『集団回収の拡大による資源化の推進』を実施していくことで、ごみの減量を図ってまいります。

基本方針としては以下の項目を重点的に取り組んでいきます。

市民協働の体制づくり

啓発活動や市民グループの支援などを図り、市民が協働しやすい体制を推進します。

制度化による仕組みづくり

拡大生産者責任の制度化など社会全体でごみの減量に取り組む体制を推進します。

消費行動を通じた仕組みづくり

市民の消費行動や生活様式の普及活動を図り、ごみの減量の仕組みを推進します。

販売店との協力体制の推進

発生抑制・排出抑制に向けて、販売店との協力体制を推進します。

多様なリサイクルルートの確保

民間リサイクルルートなどの確保に努め、安定的な再資源化体制を推進します。

収集運搬体制の推進

収集コストや環境負荷面などに配慮した効率的な収集運搬体制を推進します。

分別収集体制の推進

ごみ・資源物の分別の徹底を図ることにより、ごみの減量を推進します。

安定的な中間処理体制の推進

ごみ・資源物の安定的で効率的な中間処理体制を推進します。

埋立処分ゼロの維持

ごみの発生量を抑制し、ごみの減量・資源化を徹底し、埋立処分ゼロを維持します。

※ 4 Rは、30 ページに説明があります。

3 発生量の見込み

現在の分別収集体制における発生量は以下のように見込んでいます。

発生量の見込み

(単位：t)

□	参考		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	13年度	21年度										
可燃ごみ	16,309	12,349	12,217	12,095	11,970	11,841	11,710	11,579	11,449	11,316	11,182	11,048
不燃ごみ	1,206	931	901	892	883	874	864	854	844	834	824	814
有害ごみ	17	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
粗大ごみ	280	310	330	327	324	321	317	313	309	305	301	297
持ち込み	2,124	1,916	1,797	1,689	1,587	1,491	1,489	1,487	1,485	1,483	1,480	1,477
ビン	823	681	673	666	659	652	645	638	631	624	617	610
缶	364	231	235	233	231	229	226	223	220	217	214	211
古紙	2,228	3,134	3,077	3,046	3,015	2,983	2,950	2,917	2,884	2,851	2,817	2,783
古布	153	237	278	275	272	269	266	263	260	257	254	251
ペットボトル	193	230	225	223	221	219	217	215	213	211	209	206
金属	32	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
植木せん定枝	110	130	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
集団回収	1,200	1,546	1,688	1,722	1,756	1,790	1,806	1,822	1,838	1,853	1,868	1,883
拠点回収	580	270	289	286	283	280	277	274	271	268	265	262
生ごみ堆肥化	69	83	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
粗大金属	56	62	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
合計	25,744	22,156	22,018	21,762	21,509	21,257	21,075	20,893	20,712	20,527	20,339	20,150
処理量	23,895	20,257	19,949	19,662	19,378	19,095	18,900	18,705	18,511	18,314	18,114	17,913

※ 発火物は、不燃ごみに含みます。

※ 持ち込みとは、収集運搬許可業者が収集した事業系一般廃棄物を指します。

※ 粗大金属とは、収集した粗大ごみから金属を除いて、直接問屋に持ち込んだ分を指します。

※ 処理量とは、発生量合計から集団回収・拠点回収・生ごみ堆肥化を控除した数値となります。

【発生量見込みの算出方法】

発生量見込みの算出にあたっては、将来人口の増減の影響を考慮した上で、各項目の発生量の増減見込みをそれぞれ加味して平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の発生量の見込みを算出しています。

- ・ 将来人口

平成 23 年度以降の将来人口については、4 ページに示した将来人口の増減見込みを使用しています。

- ・ 発生量の増減見込み

平成 23 年度以降の発生量の増減見込みについては、平成 13 年度から平成 21 年度までの傾向を考慮して、各項目の発生量の増減率を設定しています。

発生量見込みについては、計画期間を 3 期に分けて策定する一般廃棄物処理実施計画において、それぞれ直近の発生量の実績を踏まえ、検証します。

なお、発生量見込みを算出するにあたっては、第 3 次基本構想における前期基本計画の中で平成 26 年度の目標として示された「1 日一人当たりの可燃ごみ排出量」と「資源物の資源化量のうち、集団回収分が占める割合」との整合性を考慮しています。